

様式 1-3: 譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年 2 月 15 日までの間に、耐震基準に適合又は滅失された場合

必要書類チェックシート

【申請先】〒061-1498 恵庭市京町 1 番地 本庁舎 1 階 19 番窓口

恵庭市役所 総務部財務室税務課 固定資産税担当

TEL : 0123-33-3131 (内線 1418・1419)

申請書			
☐ 被相続人居住用家屋等確認申請書 (様式 1-3)		記載例を確認の上、ご記入ください。また、当該不動産の <u>相続人全員</u> の申請書をご提出ください。	
添付書類	コピー	主な取得先	確認事項
☐ ① 被相続人の除票住民票 ※被相続人が老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居した場合は、当該被相続人の <u>戸籍の附票</u> が必要	不可	恵庭市役所 市民課	被相続人の死亡日・死亡時の居住地を確認します。
☐ ② 相続人全員の住民票 ※被相続人の死亡時以降、相続人が居住地を 2 回以上移転している場合は、 <u>戸籍の附票</u> が必要	不可	同上	相続から譲渡時まで、当該相続人全員が当該家屋に居住していないことを確認します。譲渡日以降の日付で発行されたものをご用意ください。
☐ ③ 敷地及び家屋等の売買契約書 ※契約書全ページのコピーが必要	可	仲介業者など	相続した家屋及びその敷地を引渡した日を確認します。
☐ ④ 土地及び建物の (閉鎖) 登記事項証明書 ※未登記の場合や換価分割の場合は遺産分割協議書	可	法務局恵庭出張所など	相続人の数を確認します。 ※除却の場合は解体日を確認するため、建物の閉鎖登記事項証明書が必要 (未登記の場合は解体工事の契約書・請求書・領収書)
☐ ⑤ 耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書のコピー及び工事請負契約書など工事完了日がわかる書類 ※耐震基準に適合する場合のみ	可	買主など	耐震基準に適合していることとなった日を確認します。
☐ ⑥ (i) ・ (ii) のいずれか			
(i) 電気・水道・ガスの使用中止日が確認できる書類 ※電気・ガス・水道の閉栓時の領収書又は請求書 (いずれも使用停止日が相続開始日以降であるものに限る)	可	電力会社・ガス会社・恵庭市水道お客様センターなど	相続した家屋が「空き家」となっていることを確認します。 ※恵庭市水道お客様センターでは閉栓日を証明する書類の発行はしていませんが、代替書類として納入済証明書 (発行手数料は無料) の発行は可能です。発行には本人確認書類・被相続人との関係性を示す書類 (戸籍等) が必要です。
(ii) 宅地建物取引業者による公告	可	仲介業者など	
☐ 返信用封筒 (郵送返却の場合)	申請者の住所・氏名を記入し切手を貼ったものをご用意ください。		

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、1 ページ目の各書類と以下の⑦～⑨のすべての書類を併せてご用意ください。

必要書類	コピー	主な取得先	確認事項
☐ ⑦被相続人の介護保険被保険者証又は障害福祉サービス受給者証 ※要介護認定等の決定通知書、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等でも可	可	恵庭市役所 介護福祉課・障がい福祉課・入所施設など	被相続人が要介護、要支援、生涯支援区分等の認定を受けていたことを確認します。
☐ ⑧施設入所時の契約書	可	入所施設など	被相続人が入居または入所していた施設の名称、種類、所在地等を確認します。
☐ ⑨(i)～(iii)のいずれか			
(i)電気・水道・ガスの使用中止日が確認できる書類 ※電気・ガス・水道の閉栓時の領収書又は請求書 （いずれも使用中止日が相続開始日以降であるものに限る）	可	電力会社・ガス会社・恵庭市水道お客様センターなど	被相続人が老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、当該家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の居住の用となっていなかったことを確認します。 ※(i)詳細については1 ページ目⑥をご確認ください。
(ii)老人ホーム等が保有する外出・外泊等の記録	可	入所施設など	
(iii)その他要件を満たしていることが用意に認められる書類	可	—	